

山梨県障害福祉サービス事業に関する基準を定める条例新旧対照表

【平成二十四年条例七十号】（第四号関係）

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 多機能型 生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）（<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則</u>（平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「施行規則」という。）第六条の六第一号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）の事業、自立訓練（生活訓練）（施行規則第六条の六第二号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型（施行規則第六条の十第一号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。）の事業及び就労継続支援B型（施行規則第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。）の事業並びに児童発達支援（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二第二項に規定する児童発達支援をいう。）の事業、医療型児童発達支援（同条第三項に規定する医療型児童発達支援をいう。）の事業、放課後等デイサービス（同条第四項に規定する放課後等デイサービスをいう。）の事業及び保育所等訪問支援（同条第五項に規定する保育所等訪問支援をいう。）の事業のうち二以上の事業を一体的に行うこと（同法に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 略</p> <p>二 多機能型 生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）（<u>障害者自立支援法施行規則</u>（平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「施行規則」という。）第六条の六第一号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）の事業、自立訓練（生活訓練）（施行規則第六条の六第二号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型（施行規則第六条の十第一号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。）の事業及び就労継続支援B型（施行規則第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。）の事業並びに児童発達支援（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二第二項に規定する児童発達支援をいう。）の事業、医療型児童発達支援（同条第三項に規定する医療型児童発達支援をいう。）の事業、放課後等デイサービス（同条第四項に規定する放課後等デイサービスをいう。）の事業及び保育所等訪問支援（同条第五項に規定する保育所等訪問支援をいう。）の事業のうち二以上の事業を一体的に行うこと（同法に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。</p>

附 則

第四条 この条例の施行の際現に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十四号）附則第七条の規定の適用を受ける建物については、当分の間、第十一条第一項、第三十八条第一項（第五十五条及び第六十九条において準用する場合を含む。）、第五十八条第一項又は第七十三条第一項（第八十七条において準用する場合を含む。）に規定する多目的室を設けないことができる。

附 則

第四条 この条例の施行の際現に障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準  
附則第七条の規定  
の適用を受ける建物については、当分の間、第十一条第一項、第三十八条第一項（第五十五条、第六十九条において準用する場合を含む。）、第五十八条第一項又は第七十三条第一項（第八十七条において準用する場合を含む。）に規定する多目的室を設けないことができる。

